# 平成29年分の源泉徴収票を送付しました

課税対象の 老齢・退職年金を 受給されている 皆さまへ

当共済組合から老齢厚生年金、退職共済年金、退職年金(減額退職年金・通算退職年金)、船員老齢年金(船員通算老齢年金)を受給されている方には、「雑所得」として所得税が課税されます。このため、本誌と一緒に「平成29年分公的年金等の源泉徴収票」(以下「源泉徴収票」といいます。)をお送りしています。

## 「源泉徴収票」の見方 確定申告に必要な書類です。大切に保管してください。



#### 1区分

法第203条の3 第1号適用分		法第203条の3第2号適用分または第3号適用分に記載されている方以外 の方
法第203条の3 第2号適用分	「扶養親族等申告書*」 を提出された方	65歳以上で退職共済年金の支給を受けている方 65歳未満で繰上げ支給の退職共済年金の支給を受けている方
法第203条の3 第3号適用分		当共済組合から支給する次の年金の支給を受けている方 ・老齢厚生年金・退職共済年金(経過的職域加算額)・退職年金(年金払い退職給付)
法第203条の3 第4号適用分	「扶養親族等申告書*」を提出されなかった方(年間の支給額が課税対象額以下で、提出を要しない方を含みます。)	

※平成29年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書を指します。

#### 2 支払金額

平成29年2月定期支給から12月定期支給までの年金支払通知書に記載された「一期額」の合計金額です。

源泉徴収税額および社会保険料の額も含まれるため、実際に振り込まれた金額とは一致しません。

#### 3 源泉徴収税額

平成29年2月定期支給から12月定期支給までに源泉徴収した所得税額の合算額です。

「扶養親族等申告書」を提出された方について、申告内容に基づいた税額計算を行い、徴収しています。

#### 4 所得控除の内容

「扶養親族等申告書」で申告いただいた所得控除の内容を\*または人数で表示しています。 申告内容が実態と異なる場合は、当共済組合では修正できませんので、確定申告により修正してください。

#### 5 社会保険料の額

市(区)町村からの依頼により、年金から徴収した介護保険料、国民健康保険料または後期高齢者 医療保険料の合計金額です。内訳は「(摘要)」欄に表示しています。これらの保険料額の詳細については、お住まいの市(区)町村にお問い合わせください。



「源泉徴収票」に関するよくある質問については、当共済組合ホームページに掲載しています。

- □ トップページ → 年金を受給している方 共済年金について知りたい方
- → 年金Q&A → 源泉徴収票について をクリック

# 確定申告のご案内

年金は年末調整ができないため、所得税の還付を受ける場合は、ご自身で確定申告を行ってください。 ただし、平成29年中の公的年金等の収入の合計額が400万円以下であって、公的年金等以外の所 得金額が20万円以下の方は、原則として確定申告は不要です。

- ●年金から源泉徴収する際には受けられない控除がある
- 例 ・生計を同一にしている親族の社会保険料(介護保険料、国民健康 保険料など)、生命保険料、地震保険料を支払った
  - ・10万円を超える医療費を支払った
  - ・扶養親族のうち、同居している70歳以上の父母などがいる など
- 扶養親族等申告書を提出しなかった
- ●65歳以上で老齢厚生年金または退職共済年金を受給されている方のうち、障害基礎年金を併せて受給している
- ●老齢基礎年金の繰下げを希望し、受給していない
- ●老齢厚生年金の繰下げを希望し、年の途中で老齢厚生年金または退職共済年金の受給権が消滅した

左表に該当する方は、確 定申告により所得税の 還付を受けられる可能性 があります。



# ●● 確定申告情報 ●●●

時期 平成30年2月16日(金)から平成30年3月15日(木)まで

ただし、還付申告をされる方は、平成30年1月1日から相談や申告書の提出が可能です。

提出先 確定申告をする時点での住所地を管轄する税務署

確定申告書または住民税申告書には、マイナンバーの記載が必要です。<u>マイナンバーを記</u>載した申告書等を提出する際は、マイナンバーカードなどの本人確認書類を提示するか、その写しを申告書等に添付する必要があります。

確定申告の手続き方法の詳細については、住所地を管轄する税務署にお問い合わせください。



### 住民税申告が必要な場合があります

確定申告の必要がない方でも、住民税の計算をするために市(区)町村への申告が必要な場合があります。詳細は、平成30年1月1日時点でお住まいの市(区)町村にお問い合わせください。